ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種を受けるにあたっての説明

周　南　市

〇保護者の方へ：必ずお読みください

◆ヒトパピローマウイルス（ＨＰＶ）感染症とは

ヒトパピローマウイルス（HPV）は、皮膚や粘膜に感染するウイルスで、100 以上の種類に分類されています。これらのうち、主に粘膜に感染する種類は、性行為を介して生じる表皮の微少なキズから、生殖器粘膜に侵入して感染するため、性交経験がある女性であれば誰でも感染する可能性があります。

HPVのうち、特に発がん性が高いタイプ（16 型、18 型）の感染が問題となります。近年、20～40 歳代の子宮頸がんは増加傾向にあり、子宮頸がんの約 70％はHPV16、18 型感染が原因とされています。

◆ヒトパピローマウイルス（ＨＰＶ）ワクチンについて

ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチンは、接種することによって体内に抗体をつくり、HPVの感染を防ぎます。現在、国内で販売されているワクチンは、子宮頸がん患者から最も多く検出される 16 型、18 型の感染を予防する 2 価ワクチン（サーバリックス®）と尖圭コンジローマや再発性呼吸器乳頭腫症の原因にもなる 6 型・11 型も加えられた 4 価ワクチン（ガーダシル®）、16 型と 18 型に加え、他の 5 種類の HPV の感染も防ぐ 9 価ワクチン(シルガード®9)があります。このワクチンは、既に感染しているHPVを排除することや発生した前がん病変や子宮頸がんを治すことはできないため、初回性交渉前に接種することが推奨されています。使用するワクチンは、接種医と相談のうえ、「2 価ワクチン」「4 価ワクチン」「9 価ワクチン」のいずれかを選択してください。

【接種回数とスケジュール】

１回目接種

※１か月後
もしくは
２か月後
→

２回目接種

１回目から６か月後
→

３回目接種

※2価ワクチン（ｻｰﾊﾞﾘｯｸｽ®）を接種する場合は、1回目以降、1か月後と6か月後に接種する。ただし、当該方法をとることができない場合は、2回目の接種は1回目の接種から 1 か月以上の間隔をおいて 2 回目を接種した後、1回目の接種から 5 か月以上、かつ 2 回目の接種から 2 か月半以上の間隔をおいて 1 回接種することができる。

※4価ワクチン（ｶﾞｰﾀﾞｼﾙ®）または9価ワクチン（シルガード9）を接種する場合は、1回目以降、2か月後と6か月後に接種する。ただし、当該方法をとることができない場合は、2回目接種は1回目接種から少なくとも1か月以上、3回目接種は2回目接種から少なくとも3か月以上の間隔を置いて接種することができる。また、1 年以内に 3 回の接種をすることが望ましい。

注)HPV のワクチン接種は、原則、同じ種類のワクチンで実施します。どのワクチンを接種するかは、接種する医療機関に相談してください。

シルガード9　：　15 歳未満で 1 回目の接種を受ける場合

1 回目接種

１回目から６か月後
→

2 回目接種

※9 価ワクチンの 1 回目を 15 歳未満で接種する場合 1 回目と 2 回目の接種は通常 5 か月以上あける。5 か月未満の場合、3 回目の接種が必要になる。

【主な副反応】

主な副反応は、軽度の発熱、倦怠感や接種部位の痛み、発赤、腫脹（はれ）です。また、ワクチン接種後に注射の際の痛みや刺激等によって失神や気分が悪くなったりすることがあります。失神による転倒を避けるため、接種後 30 分程度は体を預けることのできる背もたれのあるソファに座るなどして様子を見るようにしてください。

稀に報告される重い副反応としては、アナフィラキシー様症状（ショック症状、じんましん、呼吸困難など）、ギラン・バレー症候群、血小板減少性紫斑病（紫斑、鼻出血、口腔粘膜の出血等）、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）等が報告されています。

※ADEM
一般にウイルス感染後、あるいは、極めてまれにですが、ワクチン接種後に発症すると考えられる脳神経系の病気です。ワクチン接種後の場合は、通常数日から数週間程度で、発熱、頭痛、けいれん、運動障害などの症状が出ます。ステロイド剤などの治療により、多くの患者さんは正常に回復しますが、運動障害や脳波異常などの神経系の後遺症が 10%程度あるといわれています。

➡ 裏面へ続く

◆接種に当たっての注意事項

予防接種の実施においては、体調のよい日に行なうことが原則です。お子様の健康状態が良好でない場合には、かかりつけ医に相談の上、接種するか否かを決めてください。

また、お子様が以下の状態の場合には予防接種を受けることができません。

1．明らかに発熱（通常37．5℃以上をいいます）がある場合
2．重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
3．受けるべき予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーをおこしたことがある場合
4．明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する場合及び免疫抑制をきたす治療を受けている場合
5．その他、医師が不適当な状態と判断した場合

なお、現在、妊娠している方の場合は、接種することに注意が必要ですので、かかりつけ医とよくご相談ください。

◆予防接種を受けた後の一般的注意事項

1．予防接種を受けた後 30 分間程度は、医療機関でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐに連絡がとれるようにしておきましょう。急な副反応が、この間に起こることがあります。
2．接種後、1週間は副反応の出現に注意しましょう。
3．接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
4．接種当日は、はげしい運動はさけましょう。
5．接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。その場合には、市役所担当課へも連絡してください。

◆予防接種による健康被害救済制度　※給付申請の必要が生じた場合は、診察医、市へご相談ください。

1．定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。
2．健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。
3．ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。
4．定期の期間を過ぎた予防接種、また、規定の回数を超えた予防接種は、予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることになりますが、予防接種法に比べて救済の額が概ね二分の一（医療費・医療手当・葬祭料については同程度）となっています。

◆接種時の保護者の同伴について

13 歳以上の方へのヒトパピローマウイルス感染症の予防接種については、保護者がこの説明書の記載事項を読み、理解し、納得してお子様に予防接種を受けさせることを希望する場合に、予診票の裏面に保護者自ら署名することによって、保護者が同伴しなくてもお子様は予防接種を受けることができるようになりました。**（当日は両面の署名等の必要事項を記入した予診票を必ず持参させてください。）**

○保護者の方へ：下記事項をよくお読みください。

これまで記載されている内容をよく読み、十分理解し、納得されたうえでお子様に接種することを決めてください。接種させることを決定した場合は、予診票に署名等必要事項を記載してください。（記載がなければ予防接種を受けられません）

接種を希望しない場合には、保護者自署欄に記載する必要はありません。

周　南　市　役　所

健康づくり推進課　徳山保健センター内	TEL　０８３４－２２－８５５３
新南陽総合支所内　健康づくり推進課窓口	TEL　０８３４－６１－３０９１
熊毛総合支所　市民福祉課	TEL　０８３３－９２－００１３
コアプラザかの	TEL　０８３４－６８－２３０２

2023.4